



所得調査を実施します

所得調査は、厚生労働省より通知のあった抽出方法で、京都府が当国保組合の組合員5人に2人の割合で系統的に調査対象者を抽出し、ご家族を含めた被保険者の市町村民税の課税標準額の調査です。国保組合については、段階的に補助金の定率補助率が引き下げられている中、今後の補助金の算定に反映させる目的で実施される重要な調査となります。

また、前回の平成26年度に実施した時は、対象となった組合員の皆さまには委任状の署名等にご協力をいただきましたが、今回の調査は、マイナンバーを利用した情報連携による実施のため、組合員の皆さまのお手を煩わせることがなくなりました。なお、マイナンバーの情報連携による課税標準額の照会については、内閣府・総務省の告知により本人の同意は不要となっておりますが、調査全般に関しましてご理解をいただくと共に、今後とも当国保組合の運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**70歳～
74歳の方の**

自己負担限度額が変わります

法改正により高額療養費制度では、制度の持続性を高めるため、世代間等の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、**平成30年8月から70歳～74歳の現役並み所得者（課税所得145万円以上）の医療費の自己負担限度額が3段階に細分化されます。**

また、**一般所得者の外来の自己負担限度額も引き上げられます。**

詳しくは同封されているパンフレット「高額療養費制度改正のお知らせ」をご覧ください。

届出書や申請書には マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、届出書や申請書には12桁のマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。また、提出する際には、上記の添付書類に加え番号確認書類（通知カードの写し等）と組合員の本人確認書類（運転免許証の写し等）の添付も必要です。